

第3次津山市健康増進・食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務審査基準

事業者の選考は、公募型プロポーザル方式による。

具体的には、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の審査基準の各項目をそれぞれの視点から考慮して総合的に審査し、各項目の配点に従って採点した上で選考する。

【 審査基準 】

項 目	審査の主な視点	配点
1 見積額に関する事項	{1－(提案価格／見積上限額)}×100+2 ※上記計算結果の小数点以下は四捨五入とする。 また、10点(100点中)を上限とする。	10
2 申請者に関する事項	(1) 業務実績等 申請者が健康増進計画、自殺対策計画等の策定に十分な実績があるか。(提案書及び様式第5号)	5
	(2) 実施体制 計画策定に十分な実施体制がとられるか。 (提案書及び様式第8号)	10
3 委託業務に関する事項	(1) 現状分析業務(仕様書参照) ・国、県の動向、先進自治体の事例調査などの進め方。 ・関係団体や庁内関係課等の施策の把握・整理の進め方、考え方。	10
	(2) 現行計画の評価及び課題抽出(仕様書参照) ・各種統計データの比較検討の進め方 ・津山市の課題の抽出、重点課題、ライフステージや分野別の課題についての整理の進め方、考え方等。	10
	(3) 計画案等の作成(仕様書参照) 計画骨子案、素案の作成方法の進め方、考え方。	10
	(4) 各会議体の支援業務(仕様書参照) 各会議体支援に関する考え方。	5
4 独自提案	(1) 独自提案 仕様書に定めていない、または、仕様書に定める以上に効果的・効率的となることが見込まれる独自提案・サービス内容等があるか。	20
5 企画提案書及びプレゼンテーション	(1) 企画提案書について 企画提案書が分かりやすく、説得力があるか。	10
	(2) プレゼンテーションについて ・本業務に対する理解度、熱意及び意欲をもっているか。(5点) ・企画提案書の説明や質問に対する回答が明確で分かりやすいか。(5点)	10
合 計		100